

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 33,720円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,150円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,580円</p> <p>(4)～(11) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,350円</u>とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 33,720円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,150円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,580円</p> <p>(4)～(11) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,290円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,290円</u>」とあるのは、「<u>37,940円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,290円</u>」とあるのは、「<u>48,900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>以下省略</p>